普　通　預　金

平成３０年９月３日現在

１．商品名	・普通預金
２．販売対象	・法人および個人の方
３．期　間	・期間の定めはありません。
４．預　入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	 ・随時預入 ・１円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・随時払戻しできます。
６．利　息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	 ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年２回（２月、８月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・付利最低残高は１，０００円とし、付利単位を１００円とした１年を３６５日と する日割計算
７．税　金	・個人の利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。（ただし、 マル優を利用の場合は除きます。） ※平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
８．手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める 手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。）
９．付加できる特約事項	・個人は「総合口座」の取扱いができます。 ・総合口座では定期預金のセットが可能で、それを担保として９０％まで（最高３００万円まで）貸越ができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率） ・個人はマル優の取扱いができます。
10．中途解約時の取扱い	――――
11．金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（8：30～17：30、電話：0120－108760）にお申し出下さい 紛争解決措置　愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫・お客さま相談室」にお尋ねください。
13．その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・お１人様１金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本１，０００万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。

西尾信用金庫